

米国の社会的養護(フォスターケア)の下で育つ青少年向け メンタリング・プログラムの展開

Development of the Mentoring Program for Foster Youth in the U.S.

渡 辺 かよ子

Kayoko WATANABE

1. はじめに

本稿は、青少年向けメンタリング運動の研究の一環として¹、米国の社会的養護(=フォスターケア)²の下で育つ青少年のためのメンタリング・プログラムの展開動向と成果を概観し、日本での導入可能性を考察しようとするものである。「先進」各国で拡大しているメンタリング運動の前線の一つが社会的養護の下で育つ青少年への支援である。死別や虐待等様々な事情により親許を離れて里親や施設等で育つことを余儀なくされている青少年への支援は、メンタリング運動が未成熟な日本においても切実に必要とされている³。本稿では、米国の社会的養護の下で育つ青少年向けのメンタリング・プログラムの研究成果から、日本でのそうした青少年向けメンタリング・プログラムの展開可能性を検討したい。

メンタリングとは、成熟した年長のメンター(mentor)と若年のメンティ(menteeまたはprotégé)とが基本的に一対一で継続的定期的な交流し、役割モデルと信頼関係の構築を通じてメンティの発達支援を行うものである。メンタリングには、日常的自然発生的なインフォーマルな類型と、プログラムを介した人為的制度的なフォーマルな類型(=メンタリング・プログラム)がある。メンタリング・プログラムは、①参加者募集、②メンターのスクリーニング、③マッチング、④ガイダンスないしはオリエンテーション、⑤モニタリング、⑥経験の共有、⑦プログラム評価、から構成される。それは、①素人と専門家の協働、②世代を還流する円環的生涯発達支援であること、③プログラムの柔軟性、④両者の関係の限定性、等の特色を持っている⁴。

メンタリング運動の中心地として各国のメンタリング・プログラムの実践を牽引している米国の社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリングについては、2000年代以降、「特別な支援を必要とする青少年向けのメンタリング(Mentoring for Special Population)」の一部としてその動向が注目され⁵、筆者はそうした「特別な支援を必要とする青少年」の概要⁶、ならびにその一部である収監者の子ども⁷や障害者のためのメンタリング・プログラム⁸の動向と成果を概括してきた。本稿では里親や児童養護施設等の社会的養護の下で育つことを余儀なくされている青少年のためのメンタリング・プログラムの動向と成果を明らかにしたい。

近年、日本においても児童虐待防止に向け、社会的養護の下で育つ子どもにとってのメンターの重要性やメンタリング・プログラムの存在について紹介され、里親メンターによる家庭訪問事業⁹も開始されている。例えば、家族福祉政策に関する法学的視点から原田は、米国における児童虐待への対応として「フォスターケア自立法 (Foster Care Independence Act)」に触れ、その適用施策プログラムとしてメンタリング・プログラムとそのミシガン州の事例について言及している¹⁰。またFraser, M. ed., *Risk and Resilience in Childhood: An Ecological Perspective* 2nd ed. の翻訳『子どものリスクとレジリエンス：子どもの力を活かす援助』(門永朋子他訳2009年)においても、第2章「子どものリスクとレジリエンス」において、広範な環境の防御推進要因として、①教育や就労機会、②集団の効力(ソーシャルサポートと実質的支援)と並んで③「思いやりのある大人(メンターを含む)」の存在の重要性が指摘され、メンタリング・プログラムの効果も紹介されている¹¹。しかしながら、こうした効果を上げている社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリング・プログラムそのものに焦点を当てた研究は、今後の課題となっている。本稿では米国の社会的養護の下で育ち満期退所を迎えて自立を目指す青少年のためのメンタリング・プログラムを中心に全般的動向と成果を概観し、日本における同タイプのメンタリング・プログラムの展開可能性と留意点について考察したい。

2. 社会的養護の下で育つ青少年の概況と法整備

米国の親許を離れ里親や施設等社会的養護の下で暮らすことを余儀なくされている子どもの数は、漸減しているとはいえず¹²、常時40~50万人存在している。2011年9月30日時点で社会的養護の下で育つ子どもは40万540人、同年度に社会的養護に入った子どもが25万2320人、社会的養護を離れた子どもは24万5260人となっている。40万540人の年齢構成は、1歳以下が6%、1歳~5歳が32%、6歳~10歳が21%、11歳~15歳が23%、15歳~20歳が20%となり、平均年齢が9歳である。性別では男子52%、女子48%となっている。人種構成については、白人系が41%(総人口の63.0%)、アフリカ系が27%(総人口の13.1%)、ヒスパニック系が21%(総人口の16.9%)、原住民系が2%(総人口の1.4%)、アジア系が1%(総人口の5.1%)、多人種系が5%(総人口の2.4%)、不明が2%となり、一般人口比と社会的養護下にある青少年の人種構成割合は大きく異なり、アフリカ系とヒスパニック系、原住民系の子どもの多さが顕著となっている。親許を離れ社会的養護下で過ごす期間は、半年以下が26%、半年~1年が19%、1年~2年が23%、2年~3年が11%、3年以上が20%となり、平均期間は23.9か月である¹³。

親許を離れ里親や養護施設で育った児童は、一般の児童よりも生まれつきの身体的欠損、慢性的な身体障害、発達遅滞、情緒的行動的問題、学業不振が顕著であることが判明している。社会的養護の下にある子どもの半数近くは慢性的な疾病に苦しみ、5歳以下の子どもの約半数に発達の遅れが見られ、施設で育つ子どもの80%に深刻な情緒的問題があることが判明している。こうした問題は施設を退所して自立した後の生活にも影響を及ぼし、2005年の調査によれば、施設で育った子どもは、一般の子どもよりも心的外傷後ストレス障害(PTSD)に6倍(25%と4%)、薬物乱用に4倍(12%と3%)、抑鬱に2倍(20%と10%)、不安障害と診断される割合が2.5倍以上(43

%と16%)となっている¹⁴。

こうした健康上の課題を抱えながら、毎年2万人近くの青年(18~21歳)が年齢制限により里親や養護施設を去り自活していくが、そこで新たな深刻な生活上の課題に直面している。こうした青少年の高校中退率は46%(一般の子どもは16%)、大学進学率は15%、失業率が51%、ホームレスとなる者が25%、4年以内に子どもを産む女子が60%、24歳までに生活保護を受ける者は30%、投獄される者は26%、保護観察となる者が10%となっている¹⁵。こうした青少年は、この困難な子どもから大人への転換期に、ずっと傍にいて支援し気遣ってくれる大人を切実に必要としている。

1970年代から開始されていた障害者自立運動の影響を受け、1986年には里親や養護施設から自立する満期退所者向け施策としてIndependence Living Initiative (Public Law 99-272)が社会保障法(Social Security Act) TitleIV-Eの改訂として導入され、以後、社会的養護下で育った子どもの自立に向けた法律整備が進展する。ここでは、専門職が評価を行い当事者が必要と思われるサービスを提供するという旧来のモデルとは異なり、青少年が自身の成功を思い描き自身の将来を築くことを承認奨励するという、当事者中心主義モデルへの移行が見られ、この青少年中心主義が社会的養護の下で育つ青少年の支援にも前提とされるようになった¹⁶。こうした動向を背景に、1999年には「フォスターケア自立法(The Foster Care Independence Act)」(Public Law 106-169)が制定され、それによって満期退所青年への支援が強化された¹⁷。

2003年にはルイジアナ州選出の上院議員Mary Landrieu(1955~)らによって「フォスターケア・メンタリング法(The Foster Care Mentoring Act)」の法案が導入された。同法案は幾度か上下院に提出されているものの未だ成立には至っていないが、そこには、新しい競争資金が導入され、長期的関係を築いてきたメンティの学生ローンの一部免除、社会的養護の下にある青少年のメンターになることに関心のある個人を適切なメンタリング・プログラムに紹介するのを支援する全国ホットラインやウェブサイトの作成等の進展が目指されている¹⁸。

2011年に上院に提出された「フォスターケア・メンタリング法」案は以下のとおりである。「以下を国会が認める。(1)研究は気遣う大人が子どもの生活に違いをもたらすことを示している。メンターと交流した10代の青少年の45%が薬物使用の割合が少ない。メンターと交流した10代の青少年の59%が学業成績を向上させている。メンターと交流した10代の青少年の73%が全般的により高い目標を達成している。(2)メンターがいる子どもは、大人と良好な関係性を築き、訓育上の照会委託の割合が少なく、自身の目標を達成するのにより大きな自信を持っている。(3)2009年には423,773人の子どもが社会的養護の下にある。これらのうち65,888人は10歳から13歳であり、133,680人は14歳から18歳である。(4)州は社会的養護のサービス提供のうちにメンター・プログラムを組み入れることを奨励すべきである。(5)社会的養護下にある子どものためのメンター・プログラムは固有で、社会的養護下にある子どもに持続的で長期にわたる関係性を提供するのに必要な特別な訓練と支援を含む付加的考慮を必要とする。(6)メンター・プログラムは、十代の妊娠や薬物乱用、投獄、暴力といった多くの社会病理の発生を減らす費用効果の高いアプローチである。」としている。同法案は、①1500万ドルを各州が社会的養護下にある

青少年のためのメンタリング・プログラムの運営に充当し、特に学力向上に配慮すること、②400万ドルを社会的養護下にある青少年の存在への意識を高めメンターを募集する全国的キャンペーンに充当すること、③社会的養護下にある青少年のメンターとして交流する大学生に1万ドルまで奨学金の返済免除（活動200時間毎に2000ドルの免除）、の実施を目指している。Landrieu上院議員は同法案を2014年に再度提案する予定であるとのことである¹⁹。同法案は各方面からの支持を受け、例えば、人口に比して特に社会的養護下で育つ青少年の割合が高い黒人系の心理学者連盟（The Association of Black Psychologist）も同法制定と多様な文化に配慮したメンタリングの必要性を訴えている²⁰。

米国児童局創立100周年となる2012年5月には、Karen Bass連邦下院議員によって、里親や児童養護施設等の社会的養護下にある青少年への関心を高めるために全米フォスターケア月間（National Foster Care Month）が提案され²¹、オバマ大統領が同月間に関する次のような大統領声明を発表している。「子ども時代は我々の若人が家庭で安全に家族によって保護されながら、成長し学ぶ。しかしながら、自身の責任ではけっしてないのに家庭に留まることのできない約50万人の子どもにとっては、子ども時代は悲しみと痛み、別離の時代となっている。これらの子どもたちは、幸福感を取戻し未来に向けた希望を与える安全で愛に満ちた永続的家族を必要とすると共にそれに値する。全米フォスターケア月間の間、私達は社会的養護下にある米国の子どもと青少年の将来性を称賛し、彼らの世話に携わっている里親の献身と無私の精神を称えよう。私達は私達の最も脆弱な子どもの安全性を向上させ、子どもを児童福祉制度に入れることになった問題への対処のため家族支援に尽力している全国の専門家にも敬意を表する。米国中の地域コミュニティで、学校や宗教機関や地域機関、保護者や代弁者集団における献身的な男女が、社会的養護下にある子どものためのメンターやチューター、代弁者として自らの時間を奉げている。私達全ては、私達の子どもたちと青少年がその十分な潜在能力に達するための豊かな機会と必要な支援と共に成長することを確かなものとする役割がある。」²²

3. 社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリング・プログラムの概況

1) メンタリング・プログラムの多様性と類型

1995年に実施された米国15州の29の児童福祉プログラムに関するMech等の調査研究によれば、フォスターケアで育つ青少年のためのメンタリング・プログラムは、以下の五つのタイプに分類されている。

第一は、転換期の生活に必要なスキルを教えるメンタリング・プログラムで、社会的養護を離れ独立して生計を営む際の支援を行っている。メンターはメンティにソーシャル・サポートと友情を提供し、役割モデルとなって、具体的な可視的・不可視的な生活スキルの発達を支援している。このタイプのメンターは、新聞や公共掲示板、教会や会社のニューズレターや、社会福祉団体や同窓組織に直接出向いて募集されている。典型的なメンターは21歳以上で経済的に自足し、青少年と交流する関心と能力があることが求められ、青少年が自立に向けて移行していく際に地域コミュニティとの繋がりを養成するような関係性の形成に力点が置かれている。目標は年齢、

性別、宗教、人種、社会経済的地位に関わりなく、できるかぎり多くのメンターを募集し、メンタリング・プログラムへの参加を希望する社会的養護の下にある子どもと組み合わせることである。

第二は、文化的エンパワーメントに向けたプログラムであり、文化的人種的マイノリティ出身の青少年を同集団のメンターと組み合わせている。同メンタリングの論拠は、マイノリティの青少年は社会的に良からぬメッセージを受けやすく、自身と同じマイノリティ集団出身者の積極的な役割モデルはメンティのアイデンティや達成、将来の方向性に有益な影響を及ぼしようということにある。このタイプのプログラムは一般的なメンターの募集はされず、性的マイノリティや人種的マイノリティ等それぞれの集団のニュースレターや教会等、募集しようとする特定集団向けの広告や話者を通じて募集されている。

第三の会社・企業のプログラムでは、年長の社会的養護下で育つ青少年と、企業社会で活躍するメンターとを組み合わせている。職務配置が最重要となる同タイプのプログラムは、社会的養護の下で育つ青少年を喜んで雇用し歓迎する企業を募集し、社会機関が仲介者となって、意欲ある青少年とメンターを引き合わせている。参加企業は職務を与え、労働体験を監督し、定められたプログラムを完徹したメンティにキャリア発達となる雇用機会を提供している。

第四の若い親のためのプログラムは、経験豊かな母親達を妊娠中や子育て中の10代の少女と組み合わせている。メンターは子育て経験を共有し、若い母親の責任感と自信、子育ての積極的方向性の発展を支援している。強調されているのは、若い母親を自己効力感に導き、次なる妊娠や自らの教育について責任ある選択をできるよう支援することである。同プログラムは若い母親のネグレクトや虐待によって子どもが社会的養護に措置されることのないよう、虐待予防プログラムともなっている。メンターの募集は、若い母親が多様な集団であるため困難であるが、母の日に新聞募集広告を掲載する等の工夫を行っている。

第五はメンターに伴われたグループホーム・プログラムである。同プログラムでは成人のメンターと共に4～6人の社会的養護下にある青少年が暮らしている。メンターは住み込みで、教育や雇用、地域コミュニティへの参加等、青少年の指導を行う。僅かな給与に加えて部屋と食事を供与されるメンターは日中授業に出ている大学生である。メンターは食料品の購入や洗濯、調理、部屋の掃除等、自立生活に必要なスキルを教えることに加え、学校や仕事に遅刻しないことや学業に励むこと等、積極的なよき役割モデルとなることが期待されている。メンターは他のユースワーカーと同様式で募集され雇用されている。

こうした多様なプログラムは、社会的養護下にある青少年と気遣う大人との出会いを提供し、有効な移行期の諸問題の解決資源となることが期待されている²³。

上記のような多彩なメンタリング・プログラムが社会的養護の下で育つ青少年に提供されている一方、年齢を迎え社会的養護から大人として自立していく青少年自身、多様である。米国では以下のような四つのタイプの青少年が抽出されている。第一グループは、全体の43%を占める最大グループであり、5回以上転居し、措置から離れている。このグループは、学校からの放逐や少年院送致等、問題行動が顕著である。就職や成績維持は全体よりも少し劣る。第二グループは、全体の38%を占め、成績維持と問題行動は最も低く就職経験が最も高い。このグループは親戚の

養護下にあり、転居回数は2～4回で、場所的には相対的に安定した養育を受けている。第三グループは全体の14%を占め、妊娠も家出もしないが、成績維持ならびに問題行動共に最も高い割合を示している。このグループは親類で養育されている者はなく伝統的な社会的養護の環境にあり、概ね2～4回転居している。第四グループは、全体の5%をしめる小集団であり、妊娠率が最も高く、高い成績維持率、最も低い就業経験率によって特徴づけられる。この集団は親類に養護され、殆どが転居経験がなく、問題行動は平均的で家出率は低い²⁴。

2) メンタリング・プログラムの例

社会的養護の下で育つ青少年は当然のことながら、通常のメンタリング・プログラムの対象とされ、多くの青少年がメンタリング・プログラムに参加している。そうした中で今日、Mentoring USAやAFC Mentoring等、いくつかの州において社会的養護の下で育つ青少年に特化したメンタリング・プログラムが展開している。こうした青少年の傷つきやすさを十分に考慮した本人の自己決定権を基本にした慎重で責任あるメンタリング活動となるよう、メンタリング・プログラムの事務局のためのいくつもの詳細なガイドブック²⁵が完備されつつあり、今日、例えば以下のようなプログラムが社会的養護の下で育っているあるいはその経験のある青少年に、メンタリングを提供している。

〈Foster Care to Success〉²⁶

Foster Care to Success (FC 2 S) は、1981年にOrphan Foundation of Americaの名前の下でJoseph Riversが設立した。自身が児童期を孤児として過ごしたRiversは支援してくれる大人なしに18歳が大人の世界に入っていくのがいかに困難であるかを知っていた。ワシントンD.C.のコミュニティセンターの地下室でフォスターケアの同窓生が小規模のアウトリーチ・プログラムを創設し、孤児が、高校卒業後あるいは18歳になって経験する突然大人になることに準備をするのを支援した。プログラムはささやかな始まりであったが、ボランティアは、基本的な生存を超える目標を発展させる前に、住居や仕事、交通手段など青少年が切実に必要とするものを得られるよう助けた。僅か4人の500ドルの奨学金と共に、RiversはFC 2 S奨学制度の基礎を築いた。Riversの亡き後、Eileen McCaffreyの指導の下、FC 2 Sは米国の孤児のための大学進学財源と支援サービスの最大の提供者に発展している。FC 2 Sは1981年から30年以上にわたり、5万人以上の大学進学を目指す孤児の支援を行い、授業料のみならず教科書代、生活費、予期せぬ出費を賄う奨学金を提供している。毎年大学進学を目指す3500人の孤児に、勉学のコーチ、個人のメンター、ケア・パッケージ、インターンシップの機会を提供している。

〈Adoption & Foster Care Mentoring〉²⁷

Adoption & Foster Care Mentoring(AFC) はボストン地区で社会的養護下にある青少年を対象を特化した唯一のメンタリング・プログラムであり、2001年にハーバード大学4年生のJustin Pasquarielloによって設立された。里親や施設等を転々とした後、Pasquarielloは9歳で新しい里親の養子となって、それまでの不安定な破壊的生活を一新した。大学入学後メンターが子どもに一生の影響を与えることを知ったPasquarielloは、大学4年時にAdoption & Foster Care Mentoringを創設し、ボストン地区の社会的養護の下で育つ子どもと養子となった子ども

向けの一対一のメンタリング・プログラムを開始した。以来、AFCは社会的養護を経験した数百人の青少年を支援してきた。AFCは、全ての青少年は、自身が偉大になることができ、その価値があるとし、その理念は、社会的養護下にある全ての青少年が一貫した積極的なよき大人との長期間の関係性と、大人になっていくのに必要な資源を確実に保持関与する社会にある。AFCは特に9時間に亘るメンターの事前研修とスクリーニング、毎月のメンティとメンターのモニタリングと支援を徹底している。各ペアはそれぞれの交流に加え、2か月毎にAFC主催のグループ活動に招待され、積極的な仲間の関係性の発展を促進すると共に、メンティが社会的養護の経験があるのは一人ではないことを確認できるようにしている。メンターは月に少なくとも8時間メンティと面談し、毎週連絡をとり、少なくとも1年間は継続することを要請されている。AFCが対象とするメンティは7歳以上で、年齢の上限はない。参加メンティの平均年齢は14歳で、ペアの平均継続期間は26か月である。AFCは加えて14歳以上のメンティにグループ・メンタリングも実施し、生活スキルのワークショップや有給インターンシップ等、個人の適性に応じた個別支援を行っている。

〈Mentoring USA〉²⁸

Mentoring USAは1987年にニューヨーク市長夫人のMatilda Raffa Cuomonによって開始されたメンタリング・プログラムである。2000年に新企画として社会的養護の下にある青少年向けのメンタリング・プログラムが、ニューヨークのUnited WayとAnnie E. Casey財団の資金援助によって開始された。メンティの対象はニューヨーク市各区の10歳から21歳の社会的養護の下にある青少年であり、これまで75組が交流している。メンターは特別な研修を受けた後、ニューヨーク市の児童養護施設や学校で、毎月少なくとも4時間、少なくとも1学年の間の交流を行っている。メンターは教育やキャリア計画、就職活動、基本会計等、自立生活の準備に必要な生活スキルの発展を支援している²⁹。

4. 社会的養護の下で育つ青少年向けメンタリング・プログラムの理論と効果研究の概要

1) 基礎的研究成果とメンタリング・プログラムの実践上の前提

上記のような萌芽的プログラムが展開される中で、社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリング・プログラムの理論研究やプログラム評価研究が進展している。社会的養護の下で育つ青少年のメンタリングならびにメンタリング・プログラムの基礎理論については、Rhodesのメンタリングに関するモデル³⁰を基礎に、一般的なメンタリング・プログラムと同様、社会統制論、社会関係資本、レジリエンスやソーシャル・サポート、社会学習論、アタッチメント等に加えて、受容拒絶理論(Acceptance-Rejection Theory)、社会的交換理論(Social Exchange Theory)によってメンティとメンターの関係性の特徴と効果が説明されている。また社会的養護の下で育つ青少年向けのメンタリングならびにメンタリング・プログラムに関する研究のレビューもまとめられている³¹。

社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリング・プログラムの実施に当たっての前提となっているのが、既に虐待等、大人との耐え難い関係性と大人に対する失望や落胆を経験してき

ている社会的養護の下で育つ青少年は、切実にメンターとの持続的な信頼関係を必要としているものの、そうした信頼関係の構築は時に大変な困難を伴い、またそうした良き関係が築けない場合、大人への更なる落胆として却って当該青少年を傷つけ、良からぬ影響を与えてしまう危険性があることである³²。

例えば、1999年のRhodes等の研究ではBBBS (Big Brothers Big Sisters)のメンタリング・プログラムに参加した90人の社会的養護下にある10～16歳の青少年を、18か月後に、プログラムに参加しなかった青少年と比べ、メンタリング・プログラムの参加者に自尊感情や友人からの向社会的支援の向上といった変化が見られた³³が、その一方で、Grossman等の同様のBBBSに関する研究(487人のプログラム参加者と472人の不参加者)ではプログラムに参加した実験群のうち、情緒的・性的・身体的虐待を経験した青少年はメンターとの交流継続期間が短く、十分な関係性を築ける前に交流が終了する傾向が見られた³⁴。また、Britner等によるコネティカット州の社会的養護の下にある青少年向け総合的プログラムの一環として実施されたメンタリング・プログラムの予備調査では、交流が6か月以前に終了した青少年は、メンタリング・プログラムに参加しなかった青少年よりも非行等の外向的行動の発生率が高いことが判明している³⁵。

2) 自然発生的なメンタリング

一方、近年、社会的養護の下で育つ青少年にとって自然発生的なメンタリングが精神健康や人間関係、教育達成等に有効であることが多くの研究によって実証されている。例えば、2008年のAhrens等による全米青年健康時系列研究の分析から、18歳以前までに少なくとも2年以上交流が継続した自然発生的なメンターがいる社会的養護の下にある青少年は、メンターがいない青少年よりも全般的健康、教育達成、物理的攻撃、自殺リスク、性的感染症のリスクに関する自己報告結果により結果が見られた³⁶。同じく全米青年健康時系列研究を分析したGreeson等は、親等の役割モデルを持たない社会的養護の下にある青少年にとっては、メンターが役割モデルとして特に重要や機能を果たしており、銀行口座開設や所得期待の上昇にも関連しているという³⁷。

2009年のHass等の社会的養護を経験した後に大学に進学した44人の若人の調査研究でも、メンターや他のソーシャル・サポートの有益性が判明している³⁸。Munson等が実施したミズーリ州の社会的養護からの満期退所自立調査でも、339人のうち3分の2は何らかのメンターがいるものの長期的関係性を維持している者は3分の1に止まり、関係性の継続期間と18歳時点でのメンターの存在の有無が、ストレスの低さ、高い生活満足度と関係し、特にメンターと長期にわたる関係性を築いている青少年は、鬱的兆候や19歳時点での逮捕率が低いことが判明している³⁹。同じく2010年のCollins等の研究においても96人の社会的養護を経験した青少年のうち、青少年に特別な関心を持ち信頼でき勇気づけるような重要な親以外の大人がいる青少年66人(69%)は、そうでない青少年よりも大学進学が高く、ホームレスになる割合が低いことが判明している⁴⁰。

こうしたよき効果をもたらす自然発生的なインフォーマルなメンタリングについては、メンターの受容や気楽さ、理解等の特徴が見られ、メンティとメンターとの関係性については一貫性と継続性、嘘のないこと、尊敬、信頼、共感、愛情、世話、親子のような関係等、アタッチメント等の基礎理論と合致する諸特徴が、メンティのインタビューから明らかになっている。またメ

ンターから受けた支援については、メンティは助言や情緒的支援、即物的道具的支援ならびに自らの気持ちを言語化し説明するのを支え助けていることが明らかになっている⁴¹。

3) メンタリング・プログラムとその効果

メンタリング・プログラムの効果については、厳密なプログラム評価研究そのものが少ないが、その数少ない例外が、Kemp Fostering Healthy Futuresのプログラムである。9～11歳の社会的養護の下にある子どもをランダムに統制群(77人)と実験群(79人)に配置し、実験群のみ社会福祉専攻の学生がメンターとして30週の間、一対一の支援を行ったところ、実験群の精神健康問題や反社会的兆候は少なく、精神健康上の治療を受ける頻度も少ないことが判明し、メンタリングの効果が確認されている⁴²。また、Successful Transition to Independenceプログラムでは、年長の青少年に満期退所後の自立生活の準備に向けてメンターを組み合わせ支援し、面接調査を実施したところ、全員がメンターとの交流開始以後、生活における改善、特に人間関係上のスキルの向上を感じ、メンターは就職や銀行口座の開設、貯蓄、税金手続き書の作成、学校卒業等の種々の課題の支援を行い、青少年はこうした自立生活にむけた生活スキルの支援以上に、心理情緒的社会的スキルを獲得したことを報告している⁴³。さらに、社会的養護の下で育つ子どもの成長発達のためのコミュニティ型プログラムで、金銭管理訓練や健康栄養教育サービスの受け方等多様な情報資源の提供と共に、地域コミュニティのメンターと組み合わせたと、当該青少年は諸スキルの向上と共に、メンターとの関係性がスキル習得度を予測することが判明している⁴⁴。

同様に、社会的養護下にある青少年のためのカウンセリングと支援をうけている青少年と、さらに加えて治療的メンタリングを受けた青少年を6カ月後に比較すると、メンタリングを受けた子どもは家族や社会的機能の尺度、学校での行動、学業成績によりよい結果を示した。さらに18カ月間メンタリングを継続した青少年は、トラウマと関連したストレス兆候の表出の減少が見られた⁴⁵。このように近年、いくつもの研究でメンタリング・プログラムが青少年の成長発達により影響を与えうることが示されつつある。

5. 社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリング・プログラムの実践智

上記のような社会的養護の下で育つ青少年向けのメンタリングはその基礎理論と共に、その成果が実証されつつある。しかしながら、前述のように虐待等耐え難い辛さと悲しみを経験してきた社会的養護の下で育つ青少年が、メンタリングの関係性を形成する際には以下のような障壁がある。まず交流開始直後には、恐怖(感情的リスクやメンターへの負い目、メンターによって失敗の経験をさせられること、余りに早急に関係性を築くよう強制されること)、命令的な助言への抵抗、青少年の文化や家庭背景に関するメンターの無理解等があり、関係性が開始継続されている時でも度重なる転居等で地理的困難が伴い、メンターの期待に応えられないことへの恐怖等、大変困難な課題があることは否めない⁴⁶。

こうした課題の克服に向け、近年、社会的養護の下で育つ青少年向けメンタリング・プログラムの実践智がいくつかのハンドブック等でまとめられている。それらの革新は、メンティとメン

ターの関係性にあり、それは以下のようにまとめられている。交流開始時の関係性については、継続と忍耐、感情的視点からの嘘のない表現、自身の経験を開き共有すること、予め定められた関係性を超越すること、当該青少年とその過去の経験に敬意をはらうこと、共通の特徴（人種、経験、趣味等）、青少年が自身の脆弱性や必要を経験している時を大切にすること等である。また、交流が継続した段階にあっては、連絡方法の確立、期待の明確化、青少年の興味関心と関連すること、青少年への信頼と秘密保持、青少年が必要としていることへの応答、言葉と行動の一致である⁴⁷。

またメンタリング・プログラムのプロセスにおいては、以下のような配慮が必要とされている。①参加者募集：メンターについては、やる気のある、安定した生活様式を保持し、自身の限界を自ら意識し、柔軟で、期待を管理することができ、見合わない必要を満たそうとすることなく、青少年を中心に、一貫性と共に拒絶や挑戦・変化にも対応できる人であること。メンティについては、メンターとの交流を希望し、メンタリングを支援してくれる後見人がいること。②スクリーニング：メンターについては、責任感があり、最後まで約束を守ってやりぬき、開放的で、（自力で青少年と共に）アイデンティや家族、法的権利、経験の理解を詳細に説明でき、困難な会話にも関与し、非審判的であること。メンティについては、後見人からの了承を得、参加を強制されず、期待を理解していること。③事前研修：メンターについては、好奇心を持ち、社会的養護の下にある青少年のリスクとレジリエンスの要因を理解し、現実的な論争的シナリオを通じて活動し、危険信号の赤旗を無視せず、後見人やプログラムのスタッフとコミュニケーションをとる必要性を理解し、明瞭な期待をもち、終結について話すこと。メンティについては、メンターが青少年自身について知る情報が何かを共有し、疑問や関心、期待、希望を言明することを認めること。④組み合わせ：メンターについては過程における固有の挑戦を理解し、利害関係者とコミュニケーションをとり、「青少年に関する全て」であることを知り、青少年が居る場所で会い、化学的奇跡の強制は避け、忍耐強くあること。メンティについては、希望や必要を伝達し、期待を管理すること。⑤モニタリングと支援：メンターについては、定期的に事務局を訪ね、援助を求め、うまくいったことと心配を共有し、後見人と就職斡旋を支援し、引越すと危機を巡って過剰なまでにコミュニケーションをとり、青少年の対処メカニズムを同定し対応し、資源を共有し、発達変化や重要段階を予想し、非線形的な支援の環を提供し、関係性の歴史家となること。メンティについては、定期的に事務局を訪ね、フィードバックをもとめ、プログラムや活動に影響を与える機会を提供すること。⑥終結：メンターについては予め終結について話し、避けることなく、成り行きにまかせることなく、健全な終結に参加し、成功を祝し、関係性を反省し、将来のために現実的期待を確立すること。メンティについては、予め終結について語り、願望を伝達し、関係性を反省し、再度の組み合わせの機会について問うこと⁴⁸。

さらに具体的実践にあっては、メンティに虐待を打ち明けられた場合の対応、社会的養護の下で育つ子どもの行動や反応、悲しみや喪失からの救いに際してメンターができること、社会的養護の下で育つ青少年にとっての具体的問題、文化的多様性と社会経済的多様性の問題、若者文化、メンタリングの関係性の形成における神話と現実、関係性の発展段階、デリケートな問題（友人

関係、成績、性等)への対応、危機対応等の実践的知見が蓄積されつつあり、メンターが社会的養護の下で育つ青少年を有効に支援できるよう、メンターやプログラム事務局担当者向けの研修が工夫されている⁴⁹。

上記のような配慮と実践智が必要とされる社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリング・プログラムにあっては、特に高齢者の活動が期待されている。通常、65歳以上の高齢者は最もメンタリング運動に参加している割合が少ない年齢人口であるが、時間的余裕が十分にあり経験豊かで気長で包容力のある高齢者メンターは、その活躍が大いに望まれている⁵⁰。

6. おわりに

以上、米国の社会的養護の下にある青少年のためのメンタリング・プログラムの展開動向と成果、実践智の概要を述べてきた。社会的養護の下で育つことを余儀なくされている青少年は、役割モデルとの安定した継続的な人間関係を切実に必要としている一方、またそうした役割モデルとなる可能性のある人物と出会っても人間関係を築くのが困難な傾向も判明している。メンターにいかにも善意があってもメンティを傷つけてしまう場合もあり、そうした場合は却ってメンタリング・プログラム等には参加せず、放置されていた方が当該青少年のためになることもある。社会的養護の下にある青少年のためのメンタリング・プログラムは、特に慎重な配慮とメンターの研修と共に実施されなければならない。

いずれにしても、こうした社会的養護の下で育つことを余儀なくされている青少年のためのメンタリング・プログラムは、これまでの言わば一般的な青少年向けプログラムに関する研究において確立されてきた「最良実践」⁵¹の要素を含まなければならないことはいうまでもない。それらは、よく考案され、計画され、管理され、運営され、評価されるプログラムであり、また、①メンターの慎重なスクリーニングとオリエンテーション、ならびに研修訓練、②メンティとメンターの関係性を支援するためのモニタリング、③親の関与、がプログラムの成果に決定的に重要⁵²であるのは、一般的な青少年向けメンタリング・プログラムと同様である。

今日、米国には数千の青少年向けメンタリング・プログラムが存在し⁵³、2005年のMENTORの調査によれば、米国の青少年向けメンタリング・プログラムに参加している大人は約300万人となり⁵⁴、メンタリングは党派や人種を超えた広範な社会運動となっている。社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリングについても、そうした青少年のメンタリングの経験者は11%であるが、今後社会的養護の下で育つ青少年のためのメンタリングを行う意思があるという人々は81%となっている⁵⁵。

なぜ米国の人々はメンタリング・プログラムに参加するのか、その魅力をフリードマンは以下の6点にまとめている。第一は単純さであり、メンタリングは一人の青少年の必要に焦点化することで、社会的構造的問題を単純化し、社会問題への責任が現実的個人的問題に転換され、一人一人が行うメンタリングは社会改革と直接繋がるものとなった。第二は直接性であり、募金等の貨幣価値を介した影響力の行使ではなく、自らの時間と固有の経験や専門的知識をもって青少年に直接影響を及ぼしている。第三は社会的共感であり、メンタリングはメンター自身を褒め称え、

尊敬の念と共に社会的榮譽となっている。第四は合法性であり、百年以上のBBBSの実績により、青少年と「見知らぬ他人」の関係性が社会的に是認されている。第五は両者の関係の限定性であり、週のうち的一定時間を共に過ごすメンタリングの互いの関与は、適度な距離観と共に限定的であり、メンタリングは「最悪要素を取り除いた、親役割の最良部分」と評される等、その感情的・時間的限定性がメンターや保護者に歓迎されている。第六はメンタリング概念の包括性と柔軟性である⁵⁶。

メンタリング運動そのものが未成熟な日本においては上記のような米国人にとってのメンタリングの魅力は非現実的で期待もできないのかもしれないが、社会的養護の下で育つ青少年のための個別継続的支援は切実に必要とされ、またそうした支援を必要としている青少年の力になりたいと願っている市民も少なからず存在する。メンタリング・プログラムはこうした両者を繋ぐ、専門家と市民ボランティアが協働する一つの仕組みである。近年、日本においても強化されている社会的養護の下で育つ青少年のための自立支援事業に、個別性と公平性を担保しながら、メンタリングの理論やプログラム評価、実践智を組み入れることは、支援施策の説明責任と確実な良き実践に少なからぬ貢献をなす可能性をもつものと思われる。

-
- 1 本研究は、科学研究費助成事業（基盤研究c）「青少年向けメンタリング・プログラムの生涯発達への有効性に関する研究」（課題番号24600023）の一部である。
 - 2 本稿は「社会的養護」と米国の「フォスターケア」を同意語として用いる。「社会的養護」とは「何らかの事情によって家庭で親による養育が受けられない子どもに対して、家庭に代わって養育をするしくみ」のことである。（春見静子・谷口純世編著『社会的養護』光生館2011年2頁）一方、フォスターケアとは「その親の状況や行動によって親としての責任を行使できない、そうした子どものための終日居住の養護サービスのための公的財源による子ども福祉制度」とされる。（Everett, J.E., Foster Care, in Mizrahi, T. & Davis, L. E., eds., *Encyclopedia of Social Work*, Vol. 2, Oxford University Press, 2008, p.223.）
 - 3 例えば、喜多一憲他『児童養護と青年期の自立支援』ミネルヴァ書房2009年。谷口純世「児童養護施設における子どもへの自立支援」『愛知淑徳大学論集—福祉貢献学部篇』1、2011年。伊藤嘉余子「満年齢で措置解除となった児童養護施設退所者へのアフターケア：支援内容と支援時期との関連性の検証」『社会問題研究』62、2013年。「特集：社会的養護の子どもへの自立支援とアフターケア」『子どもと福祉』6、2013年7月等。
 - 4 拙著『メンタリング・プログラム：地域・企業・学校の連携による次世代育成』川島書店2009年3－8頁を参照。
 - 5 Mentor, *Mentoring in America 2005: A Snapshot of the Current State of Mentoring*, 2006, p. 5. Britner, P., Mentoring Special Youth Populations, *Journal of Community Psychology*, 34-6, 2006. 等を参照。
 - 6 拙稿「社会的包摂に向けたメンタリング運動：米国の特別な支援を必要とする青少年のためのプログラムを中心に」『愛知淑徳大学論集—文学部・文学研究科篇—』第33号2008年。

- 7 拙稿「米国におけるメンタリング運動の新動向：収監者の子どものためのメンタリング・プログラムを中心に」『学び舎：教職課程研究』（愛知淑徳大学）第7号2012年。
- 8 拙稿「米国における障害をもつ青少年向けメンタリング・プログラムの展開」『学び舎：教職課程研究』（愛知淑徳大学）第8号2013年。
- 9 菅原範子「里親メンターによる里親家庭訪問」『児童養護』43-1、2012年。
- 10 原田綾子『「虐待王国」アメリカの苦闘：児童虐待防止への取組みと家族福祉政策』ミネルヴァ書房2008年、169-172頁。
- 11 マーク・W・フレイザー編著『子どものリスクとレジリエンス：子どもの力を活かす援助』ミネルヴァ書房2009年、55-56、69-70頁。
- 12 漸減の一つの要因に、同性夫婦による養護があるとされる。Michele Bachmann uses GOP Debates to Elevate Case for Foster Kids, *The Washington Times Communities*, June 15, 2011. 等を参照。
- 13 U.S. Department of Health and Human Services, Administration for Children and Families Administration on Children, Youth and Families, Children's Bureau, www.acf.hhs.gov/program/cb, Preliminary Estimates for FY2011 as of July 2012 (19), pp. 1 – 2. ならびにU.S.Department of Commerce, United States Census Bureau, USA People Quick Facts(<http://quickfacts.census.gov/qfd/states/00000.html>)より。
- 14 Leslie, L., *House Ways and Means Subcommittee on Income Security and Family Support, Hearing on the Utilization of Psychotropic Medication for Children in Foster Care*, Department of Federal Affairs, May 8, 2008, pp. 2 – 3.
- 15 Children's Center Los Angeles and National Foster Care Statistics, cited in Brubaker, J. & Lee, S., Child Safe Michigan Mentoring Program, January 25, 2013, National Mentoring Summit.
- 16 *Its my Life: A Framework for Youth Transitioning from Foster Care to Successful Adulthood*, Casey Family Programs, 2001, pp. 6 – 19.
- 17 Smith, W., *Youth Leaving Foster Care*, Oxford University Press, 2011, pp.11-13
- 18 Mentors for Foster Care Youth
(http://www.mentoring.org/take_action/other/foster_care_mentoring.php)
- 19 S.420(112th): Foster Care Mentoring Act of 2011, 112th Congress, 2011-2013. Text as of Feb 28, 2011.
- 20 The 2011-2012 Legislative Priorities of the ABPsi Foster Care and Mentoring (www.abpsi.org)
- 21 U.S. Rep. Karen Bass Introduces Congressional Resolution Recognizing May as National Foster Care Month(<http://bass.house.gov/press-release>)
- 22 Presidential Proclamation, National Foster Care Month, May 02, 2012.
(<http://www.whitehouse.gov/the-press-office/2012/05/02/presidential-proclamation>)

- 23 Mech, E. et al., Mentors for Adolescents in Foster Care, *Child and Adolescent Social Work Journal*, 12- 4, August 1995, pp. 321-324.
- 24 Keller, T. et al., Approaching the Transition to Adulthood: Distinctive Profiles of Adolescents Aging out of the Child Welfare System, *Social Service Review* 81 (3), September 1, 2007.
- 25 North, D. & Ingram, B., *Foster Youth Mentorship Training for Program Managers*, EMT.
- 26 (<http://www.fc2success.org/>)
- 27 (www.afcmentoring.org)
- 28 (http://www.helpusa.org/Programsa/Mentor_USA)
- 29 Mentoring Program Targets Foster Care Children
(<http://library.sdooption.com/articles/>)
- 30 Rhodes, J.E., A Model of Youth Mentoring, in DuBois, D.L. & Karcher, M.J. eds., *Handbook of Youth Mentoring*, Sage, 2005.
- 31 Britner, P. A. & Kraimer-Rickaby, L., Abuse and Neglected Youth, in DuBois, D. L. & Karcher, M.J. eds., *Handbook of Youth Mentoring*, Sage, 2005. Spencer, R. et al., Mentoring for Young People Leaving Foster Care: Promise and Potential Pitfalls, *Social Work* 55(3), Jul 2010. Britner, P. A., et al., Youth in Foster Care, in DuBois, D.L. & Karcher, M.J. eds., *Handbook of Youth Mentoring*, Second Edition, Sage, 2014.
- 32 Cf. Rhodes, J.E., *Stand by Me*, Harvard University Press, 2002.
- 33 Rhodes J.E. et al., The Influence of Mentoring on the Peer Relationships of Foster Youth in Relative and Nonrelative Care, *Journal of Research on Adolescence*, 9, 1999.
- 34 Grossman, J.B., & Rhodes, J.E., The Test of Time: Predictors and Effects of Duration in Youth Mentoring Relationships, *American Journal of Community Psychology*, 30, 2002.
- 35 Britner, P. A. & Kraimer-Rickaby, L., One-on-One Mentoring With Maltreated Youth in Out-of-Home Placements, Paper presented at the 14th International Congress on Child Abuse and Neglect, Denver, CO. in Britner, P. A. & Kraimer-Rickaby, L., Abuse and Neglected Youth, in DuBois, D.L. & Karcher, M.J. eds., *Handbook of Youth Mentoring*, op.cit.
- 36 Ahrens, K., et al., Youth in Foster Care With Adult Mentors During Adolescence Have Improved Adult Outcomes, *Pediatrics*, 121(2), Feb. 2008.
- 37 Greeson, J. K. P., Usher, L., Grinstein-Weiss, M. One Adult Who is Crazy About You: Can Natural Mentoring Relationships Increase Assets Among Young Adults

- With and Without Foster Care Experience ? *Children and Youth Service Review*, 32, 2010.
- 38 Hass, M. & Graydon, K., Sources of Resiliency Among Successful Foster Youth, *Children and Youth Services Review*, 31, 2009.
- 39 Munson, M.R. & McMillen, J.C., Natural Mentoring and Psychosocial Outcomes Among Older Youth Transitioning from Foster Care, *Children and Youth Service Review*, 31, 2009.
- 40 Collins, M. E., Spencer, R. & Ward, R., Supporting Youth in the Transition from Foster Care: Formal and Informal Connections, *Child Welfare*, 89, 2010.
- 41 Greeson, J.K.P. & Bowen N.K., "She Holds my Hand": The Experiences of Foster Youth With Their Natural Mentors, *Children and Youth Services Review*, 30, 2008. Munson & McMillen, op. cit., 2009. Munson, M.R. et al., A Steady Presence in the Midst of Change: Non-kin Natural Mentors in the Lives of Older Youth Exiting Foster Care, *Children and Youth Services Review*, 32, 2010.
- 42 Taussing, H., & Culhane, S., Impact of a Mentoring and Skills Group Program on Mental Health Outcomes for Maltreated Children in Foster Care, *Archives of Pediatrics and Adolescent Medicine*, 164, 2010.
- 43 Osterlingm, K.L., & Hines, A.M., Mentoring Adolescent Foster Youth: Promising Resilience During Developmental Transitions, *Child and Family Social Work*, 11, 2006.
- 44 Uzoebo, et al., Deconstructing Youth Transition to Adulthood Services: Lessons Learned From the VISIONS Program, *Vulnerable Children and Youth Studies*, 3, 2008.
- 45 Johnson, S.B., Therapeutic Mentoring: Outcomes for Youth in Foster Care, Doctoral Dissertation at Loyola University, Chicago, 2010. Dissertation Abstracts International Section A: Humanities and Social Sciences, Vol 70 (12-A), 2010, pp. 4856. (<http://web.ebscohost.com/>)
- 46 Ahrens, K. et al., Qualitative Exploration of Relationships With Important Non-parental Adults in the Lives of Foster Care, *Children and Youth Services Review*, 33, 2011.
- 47 Ibid.
- 48 Berger, C. et al., Mentoring Youth in Foster Care: Emerging Research and Lessons From the Field, May 20, 2011, MENTOR.
- 49 例えば、Brubaker, J. & Lee, S., Child Safe Michigan Mentoring Program, January 25, 2013, National Mentoring Summit.
- 50 Mentoring Children in Foster Care: Consideration and Partnership Strategies for

- Senior Corps Directors, Corporation for National & Community Service. (<http://www.nationalservicerresources.org/sites/learns/resources/seniorcorps/products>)
- 51 MENTOR, *Elements of Effective Practice for Mentoring*, 3rd Edition, 2009. (http://www.mentoring.org/downloads/mentoring_1222.pdf)
- 52 DuBois, D. et al. Effectiveness of Mentoring Programs for Youth: A Meta-Analytic Review, Special Issue: Youth Mentoring, *American Journal of Community Psychology*, 30(2), 2002.
- 53 DuBois, D. & Karcher, M., eds., op. cit., p. 5.
- 54 MENTOR, 2006, op.cit., p.ii.
- 55 Ibid., p. 5.
- 56 Freedman, M., *The Kindness of Strangers: Adult Mentors, Urban Youth, and the New Voluntarism*, Cambridge University Press, 1999 (1993), pp. 56-58.